

消費者庁提出資料についての 料金制度専門会合としての考え方（案）

第29回 料金制度専門会合
事務局提出資料

2022年12月19日



消費者庁からの追加意見について

- 11月29日、消費者委員会公共料金等専門調査会の意見を踏まえた消費者委員会答申を受けて、河野消費者担当大臣から西村経済産業大臣に対し、電力託送料金について意見が提出されたところ。
- 同意見について、**12月7日、本料金制度専門会合としての考え方**（参考資料1）**を整理したところ、同会合で消費者庁（梶橋参事官）から「消費者庁内で持ち帰って検討したい」との発言があり、12月16日、消費者庁から資料（資料3-1）を提出いただいたため、本件に対する本料金制度専門会合としての考え方を改めて整理することとしたい。**

「消費者委員会公共料金等専門調査会意見についての
料金制度専門会合としての考え方」に対して
さらに説明を求めたいこと

12月7日の料金制度専門会合において、消費者委員会公共料金等専門調査会意見についての料金制度専門会合としての考え方について議論が行われたが、示された疑問点が十分に解消されておらず、引き続き説明を求めたい。

(1)統計的手法やトップランナー的補正による査定

- 全事業者について、全体へのインパクトが大きい費用、規模の大きい工事種別の工事単価の分析

※第一規制期間のコストが上昇している要因を各事業者別に分析

※東京電力PGの配電工事等にかかる分析を他の事業者についても、過去及び2023年度以降につき実施

※他業種、地場産業との比較を実施

※下請けの賃金の実態を把握

- 統計的手法やトップランナー的補正の趣旨について、これまでの説明に対し一定の御理解が得られたものと理解。

- その上で、御指摘のあった追加的分析については、以下のように対応。

①第一規制期間のコストが上昇している要因を各事業者別に分析

- 今回の料金制度専門会合の資料4において、各社別に、参照期間の費用実績と第一規制期間の収入の見通しを比較したグラフを掲載。

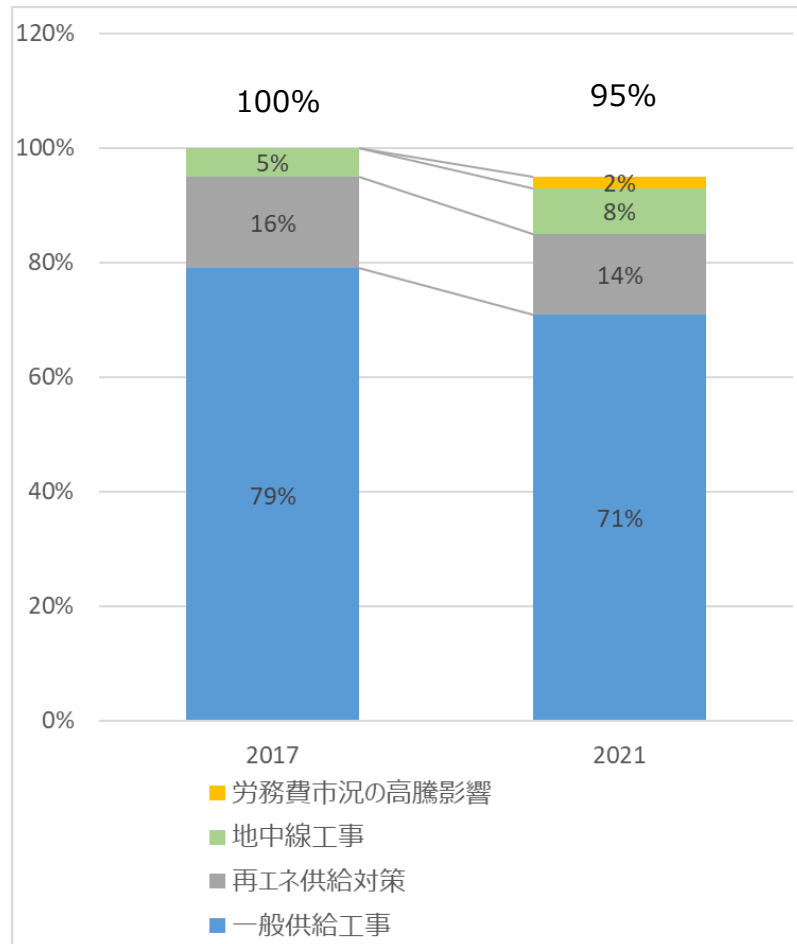
②東京電力PGの配電工事等にかかる分析を他の事業者についても、過去及び2023年度以降につき実施

- 次ページ以下のとおり、他の事業者における参照期間（2017年度～2021年度）における配電工事の状況を調査。東京電力PGのような単価の大幅な上昇は確認されなかった。
- 2023年度以降の状況については、今後検討を行う、一層の経営効率化を促しモニタリングを行う電力・ガス取引監視等委員会の枠組みの中で検討してまいりたい。

【北海道電力NW】配電（需要・電源対応）工事の工費に関する分析

- 2021年度の需要・電源対応の工費単価は、労務費の上昇影響+2%、地中線工事比率の上昇影響+3%があった一方、工事の規模縮小影響▲10%により、2017年度比5%の低下となっていることを確認した。

2017・21年度 工費単価比較



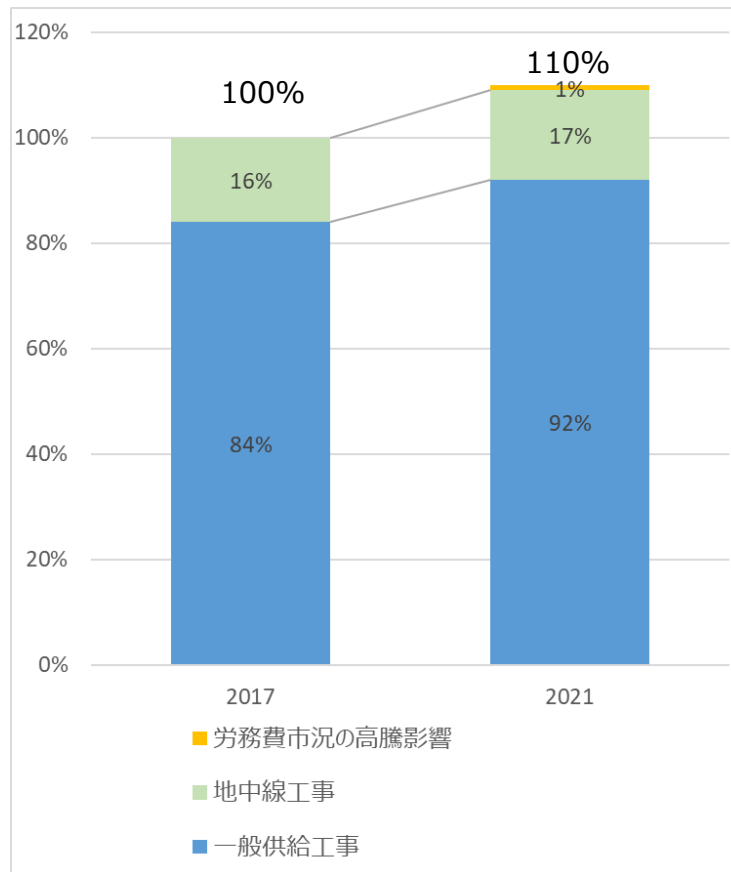
単価変動の要因

分類別要因	主な背景
① 労務費の上昇 (+2%)	✓ 配電工事会社における労務費上昇を受けた契約単価見直し
② 地中線工事比率の上昇 (+3%)	✓ 都市部において地中配電線による高圧供給工事が増加し、相対的に低コストな架空（空中）線工事を含めた工事全体に占める地中線工事の比率が上昇
③ 再エネ供給対策工事の規模縮小 (▲2%)	✓ 再エネ連系工事1件あたりの連系容量が減少し、配電設備に係る設備対策工事の規模が縮小
④ 一般供給工事の規模縮小 (▲8%)	✓ 一般供給工事1件あたりの契約容量が減少し、配電設備に係る設備対策工事の規模が縮小

【東北電力NW】配電（需要・電源対応）工事の工費に関する分析

- 2021年度の需要・電源対応の工費単価は、労務費の上昇影響+1%、地中線工事比率の上昇影響+1%、一般供給工事における夜間工事比率の上昇影響+8%により、2017年度比10%の上昇となっていることを確認した。

2017・21年度 工費単価比較



※各項目は一般供給と再エネ申込工事の合計値

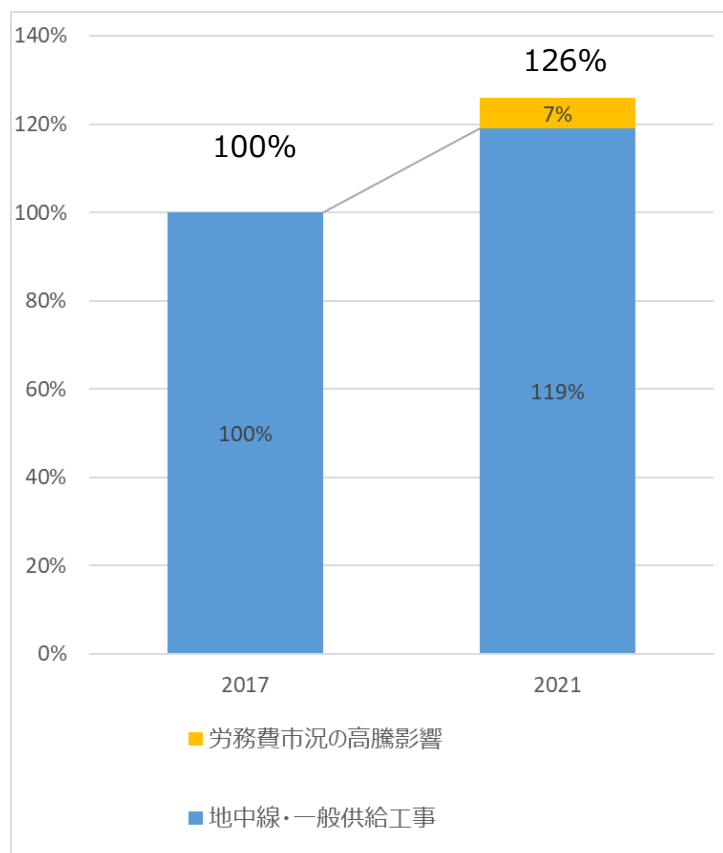
単価変動の要因

分類別要因	主な背景
① 労務費の上昇 (+1%)	✓ 配電工事会社における労務費上昇を受けた契約単価見直し
② 地中線工事比率の上昇 (+1%)	✓ 大規模な供給工事や再エネ連系拡大工事において地中線工事が増加し、相対的に低コストな架空（空中）線工事を含めた工事全体に占める地中線工事の比率が上昇
③ 一般供給工事における夜間工事比率の上昇 (+8%)	✓ 道路規制や発電事業者等の都合により、夜間時間帯の工事比率が上昇

【中部電力PG】配電（需要・電源対応）工事の工費に関する分析

- 2021年度の需要・電源対応の工費単価は、スマートメーター導入のための小規模な計器交換工事について、導入進捗を受けて工事件数が減少し、平均工事規模が拡大したこと等により、2017年度比26%の増加となっていることを確認した。
- なお、工費単価の26%増加の内、7%は労務費高騰影響を踏まえた請負工事会社との契約単価の見直しによることについても確認した。

2017・21年度 工費単価比較



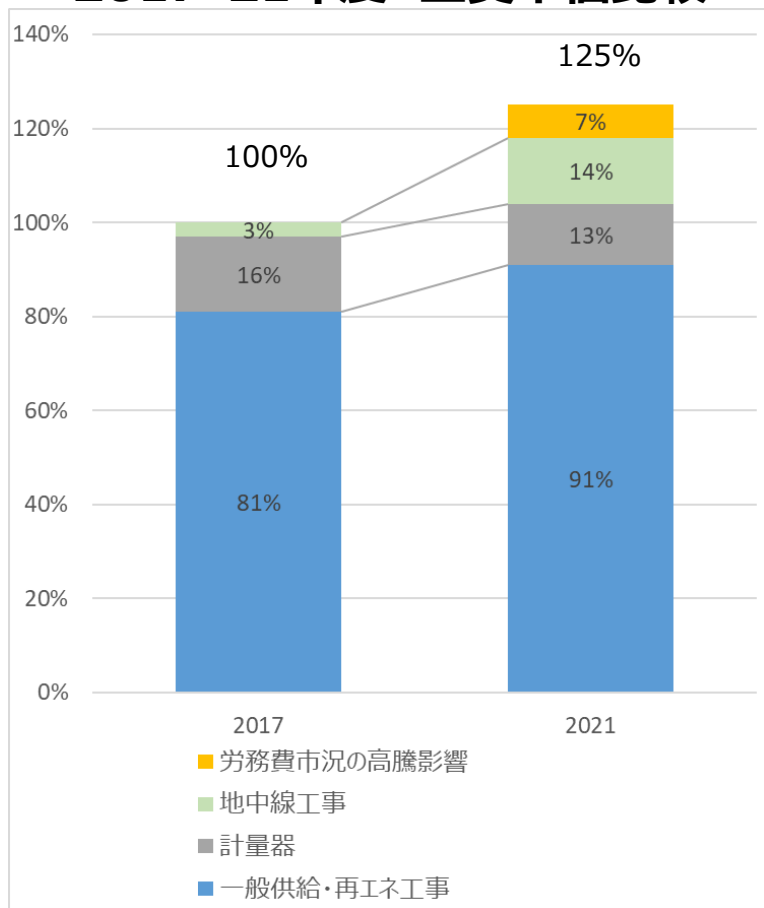
単価変動の要因

分類別要因	主な背景
① 労務費の上昇 (+7%)	✓ 配電工事会社における労務費上昇を受けた契約単価見直し
② 小規模工事の減少を受けた平均工事規模の拡大 (+19%)	✓ スマートメーター導入のための小規模な計器交換工事について、導入進捗を受けて工事件数が減少し、平均工事規模が拡大

【北陸電力送配電】配電（需要・電源対応）工事の工費に関する分析

- 2021年度の需要・電源対応の工費単価は、工事規模の縮小影響▲25%があった一方、労務費の上昇影響+7%、地中線工事比率の上昇影響+11%、小規模工事減少を受けた平均工事規模の拡大影響+32%により、2017年度比25%の上昇となっていることを確認した。

2017・21年度 工費単価比較



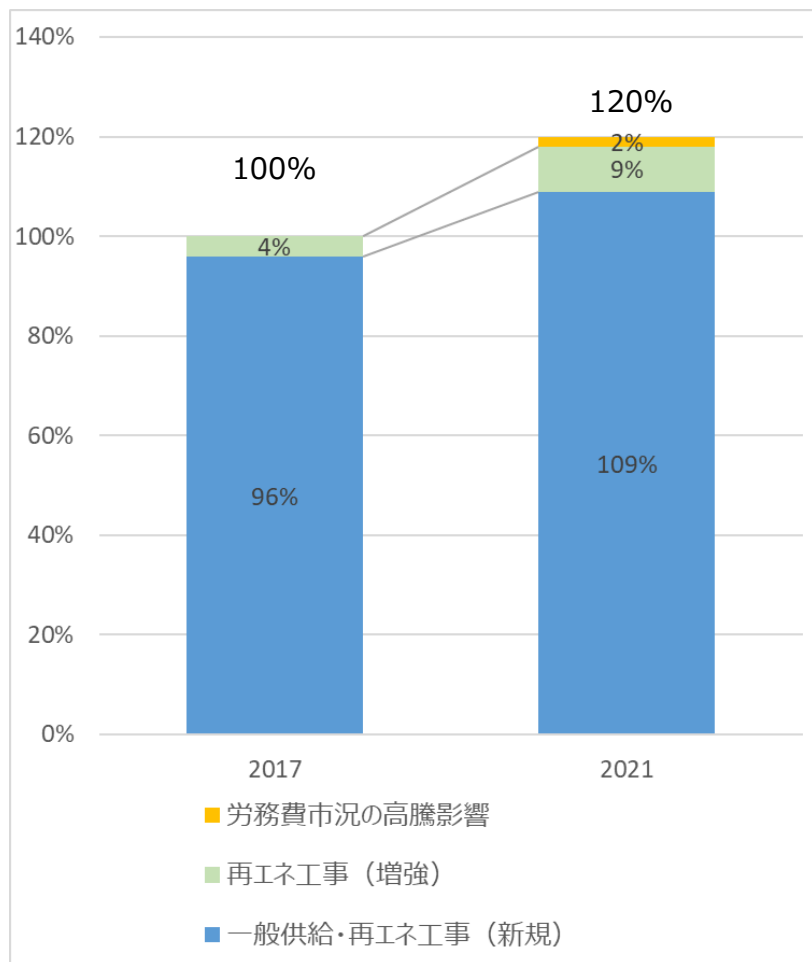
単価変動の要因

分類別要因	主な背景
① 労務費の上昇 (+7%)	✓ 配電工事会社における労務費上昇を受けた契約単価見直し
② 地中線工事比率の上昇 (+11%)	✓ 公共工事と同調した橋梁施設管路工事が増加し、相対的に低コストな架空（空中）線工事を含めた工事全体に占める地中線工事の比率が上昇
③ 工事全般における工事規模の縮小 (▲25%)	✓ 設備形成や運用に係る基準を最適化したことを受けて、設備増強工事の規模が縮小
④ 小規模工事の減少を受けた平均工事規模の拡大 (+32%)	✓ スマートメーター導入のための小規模な計器交換工事について、導入進捗を受けて計量器単独取替の比率が16%減少し、平均工事規模が拡大

【関西電力送配電】配電（需要・電源対応）工事の工費に関する分析

- 2021年度の需要・電源対応の工費単価は、労務費の上昇影響+2%、再エネ供給対策工事における設備増強工事比率の上昇影響+5%、工事規模拡大影響+13%により、2017年度比20%の上昇となっていることを確認した。

2017・21年度 工費単価比較



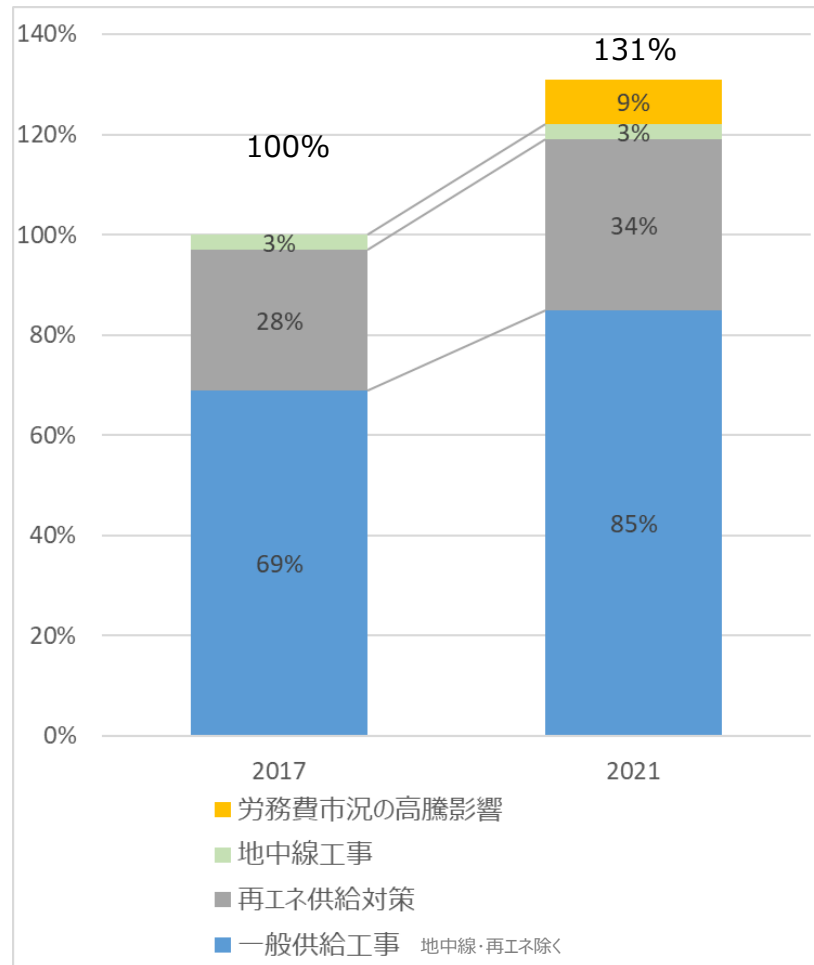
単価変動の要因

分類別要因	主な背景
①労務費の上昇 （+2%）	✓ 配電工事会社における労務費上昇を受けた契約単価見直し
②再エネ供給対策工事 における設備増強 工事比率の上昇 （+5%）	✓ 再エネ導入拡大に伴う系統容量不足の解消や電圧不安定化の改善のための設備増強工事（配電線の新設、太線化）が増加し、工事全体に占める設備増強工事の比率が上昇
③一般供給・再エネ 供給対策工事 の規模拡大 （+13%）	✓ 変圧器及び低圧線の新設を伴う工事が増加

【中国電力NW】配電（需要・電源対応）工事の工費に関する分析

- 2021年度の需要・電源対応の工費単価は、労務費の上昇影響+9%、工事規模拡大影響+22%により、2017年度比31%の上昇となっていることを確認した。

2017・21年度 工費単価比較



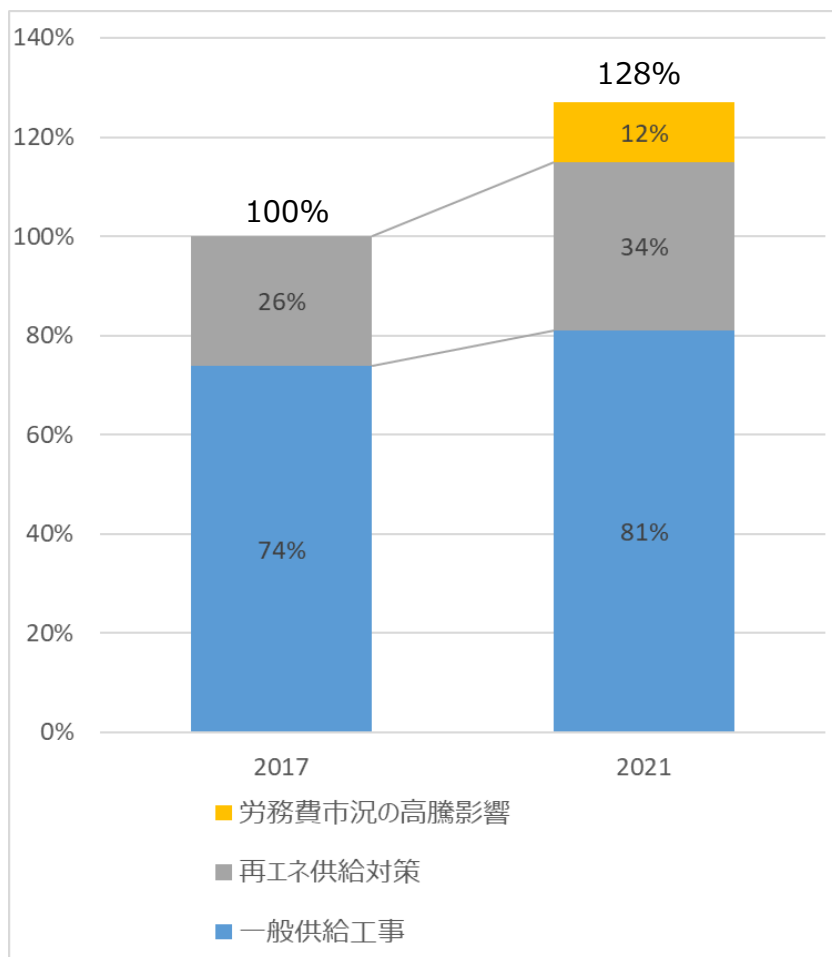
単価変動の要因

分類別要因	主な背景
① 労務費の上昇 (+9%)	✓ 配電工事会社における労務費上昇を受けた契約単価見直し
② 再エネ供給対策工事における設備増強工事比率の上昇 (+6%)	✓ 再エネ導入拡大に伴う系統容量不足の解消のための設備増強工事（配電線の新設、太線化）が増加し、工事全体に占める設備増強工事の比率が上昇
③ 一般供給工事における設備増強工事比率の上昇 (+16%)	✓ 電柱、変圧器、高圧線の新設を伴う工事が増加

【四国電力送配電】配電（需要・電源対応）工事の工費に関する分析

- 2021年度の需要・電源対応の工費単価は、労務費の上昇影響+12%、再エネ供給対策工事における設備増強工事比率の上昇影響+8%、小規模工事減少を受けた平均工事規模の拡大影響+7%により、2017年度比28%の上昇となっていることを確認した。

2017・21年度 工費単価比較



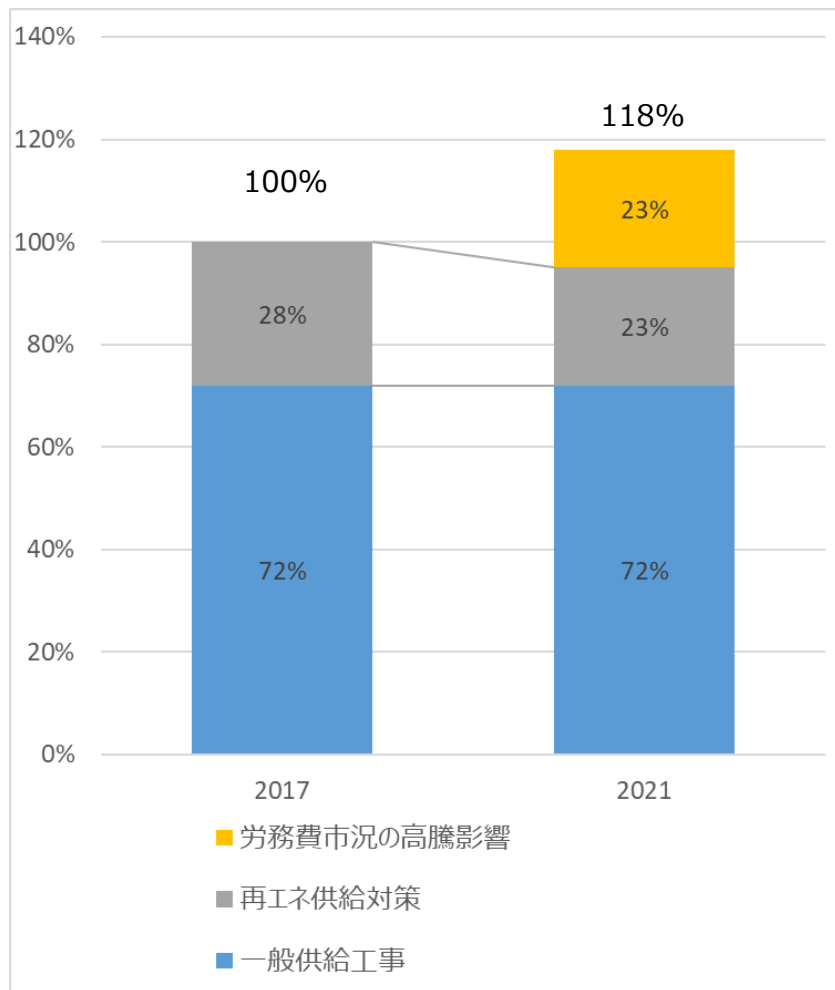
単価変動の要因

分類別要因	主な背景
① 労務費の上昇 (+12%)	✓ 配電工事会社における労務費上昇を受けた契約単価見直し
② 再エネ供給対策工事における設備増強工事比率の上昇 (+8%)	✓ 再エネ導入拡大に伴う系統容量不足の解消のための設備増強工事（配電線の新設、太線化）が増加し、工事全体に占める設備増強工事の比率が上昇
③ 小規模工事の減少を受けた平均工事規模の拡大 (+7%)	✓ スマートメーター導入のための小規模な計器交換工事について、導入進捗を受けて工事件数が減少し、平均工事規模が拡大

【九州電力送配電】配電（需要・電源対応）工事の工費に関する分析

- 2021年度の需要・電源対応の工費単価は、再エネ供給対策工事における設備増強工事比率の低下影響▲5%があった一方、労務費の上昇影響+23%により、2017年度比18%の上昇となっていることを確認した。

2017、2021年度 工費単価比較



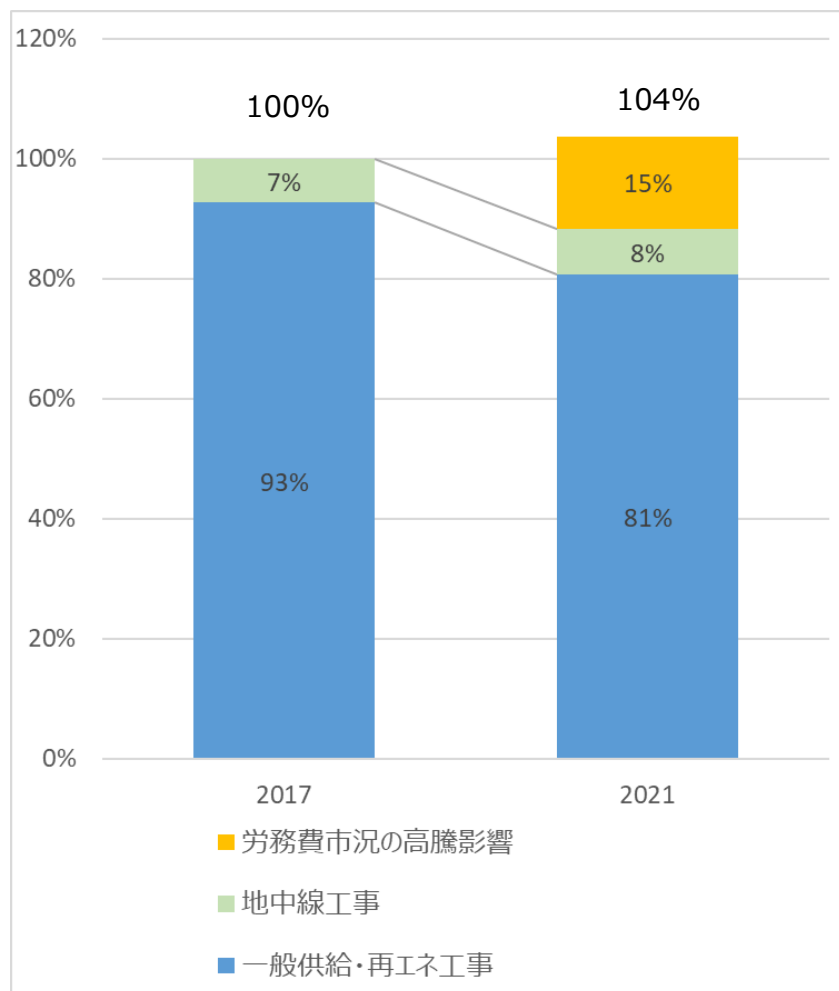
単価変動の要因

分類別要因	主な背景
① 労務費の上昇 (+23%)	✓ 配電工事会社における労務費上昇を受けた契約単価見直し
② 再エネ供給対策工事における設備増強工事比率の低下 (▲5%)	✓ 再エネ導入拡大に伴う系統容量不足の解消や適正電圧維持のための設備増強工事（配電線の新設、太線化）が減少し、工事全体に占める設備増強工事の比率が低下

【沖縄電力】配電（需要・電源対応）工事の工費に関する分析

- 2021年度の需要・電源対応の工費単価は、工事の規模縮小影響▲12%があった一方、労務費の上昇影響+15%により、2017年度比4%の上昇となっていることを確認した。

2017・21年度 工費単価比較



単価変動の要因

分類別要因	主な背景
① 労務費の上昇 (+15%)	✓ 配電工事会社における労務費上昇を受けた契約単価見直し
② 一般供給（架空）・再エネ供給対策工事の規模縮小 (▲12%)	✓ コンクリート柱の新設を伴う工事が減少

(1)統計的手法やトップランナー的補正による査定（続き）

- 全事業者について、全体へのインパクトが大きい費用、規模の大きい工事種別の工事単価の分析

※第一規制期間のコストが上昇している要因を各事業者別に分析

※東京電力PGの配電工事等にかかる分析を他の事業者についても、過去及び2023年度以降につき実施

※他業種、地場産業との比較を実施

※下請けの賃金の実態を把握

③他業種、地場産業との比較を実施

- 一般送配電事業は、高電圧で電気を送電する事業などであり、大きな工事や業務単位で、他産業と比較可能なものは限られる。
- 工事の一部分について切り出した上で、他産業と比較することは理論的には可能と考えられるが（電柱の設置工事と電信柱の設置工事の比較など）、限定的なものに限られ、また、比較結果の評価方法（施工条件のそろえ方）についても検討が必要であるため、中長期的な課題としたい。
- なお、CAPEXの配電単価における検証においては、一部の設備等（需要電源対応、高経年化（コンクリート柱・低圧線）における重回帰分析において、説明変数として、公共工事設計労務単価（特殊作業員、電工）の平均値を用いるなど、他産業、地場産業の水準も加味して、統計査定を実施している。

④下請けの賃金の実態を把握

- 本料金制度専門会合の議論の中で参照されている、国土交通省及び農林水産省が実施する公共工事労務費調査及び公共工事設計労務単価は、調査月に調査対象となった公共工事に従事した建設労働者の賃金について、労働基準法に基づく「賃金台帳」から調査票へ転記することにより賃金の支払い実態を調べる調査と承知。
- その上で、価格転嫁の状況については、中小企業庁と連携して状況を確認している。（(9)参照）

(2) 効率化の確認態勢

- 全事業者の効率化計画の取組内容について、これまでの取組にどの程度のコスト削減の成果があったのか、これまでの取組を踏まえた改善点等についての分析
- 各社から提出された経営効率化計画によると、今回承認申請した収入の見通しについては、2,812億円の効率化額が織り込まれているとされている。
- 7月に各一般送配電事業者から提出された収入の見通しには、こうした効率化の取組みが既に織り込まれているものであるが、今回承認申請がなされた収入の見通しの検証にあたっては、更なる効率化を求めることを前提に、7月に各社から提出された収入の見通しからさらに減額査定している。
- 第一規制期間中における各社の一層の経営効率化の取組みを促し、モニタリングを行うための枠組みを今後検討予定。

(3) 工事発注に係る競争性の実効性の確保

- サプライヤー固定の要因及び各社の取組がコスト削減につながっているか（効率化への寄与）について分析

※事業者が行った、配電工事は引き受け手がないといった説明に対する、電力・ガス取引監視等委員会としての検証

※工事発注について、入札のシェアが数パーセント変動していることのみをもって直ちに問題ないとはすべきではなく、実質的な競争確保が行われているかの観点からの確認

（全体的に事業者から聴取した内容をそのまま説明するのではなく、中立性、独立性をもった検証等が必要）

- サプライヤー調査は消費者委員会及び消費者庁の要請を踏まえて行ったものであるが、固定化傾向が見られるという配電工事に関しては、一般送配電事業者各社の説明を聴取した上で、追加で東京電力PGの需要・電源対応の配電工事の工費について検証を行ったところ。
- 配電工事については、**工事会社への就業者数の減少**がサプライヤーが固定化する背景とのことであり、一般送配電事業者各社において、**就業者数増加や施工力確保に向けた取組み**が行われていると認識している。
- その上で、御指摘の配電工事の引き受け手がないという事業者からの説明に対しては、電取委として次頁のとおり検証を行っている。

※全事業者における「収入の見通し」に占める配電設備に係る費用（減価償却費、取替修繕費）の割合は、約12%程度（工事費に限ると約7%程度）。

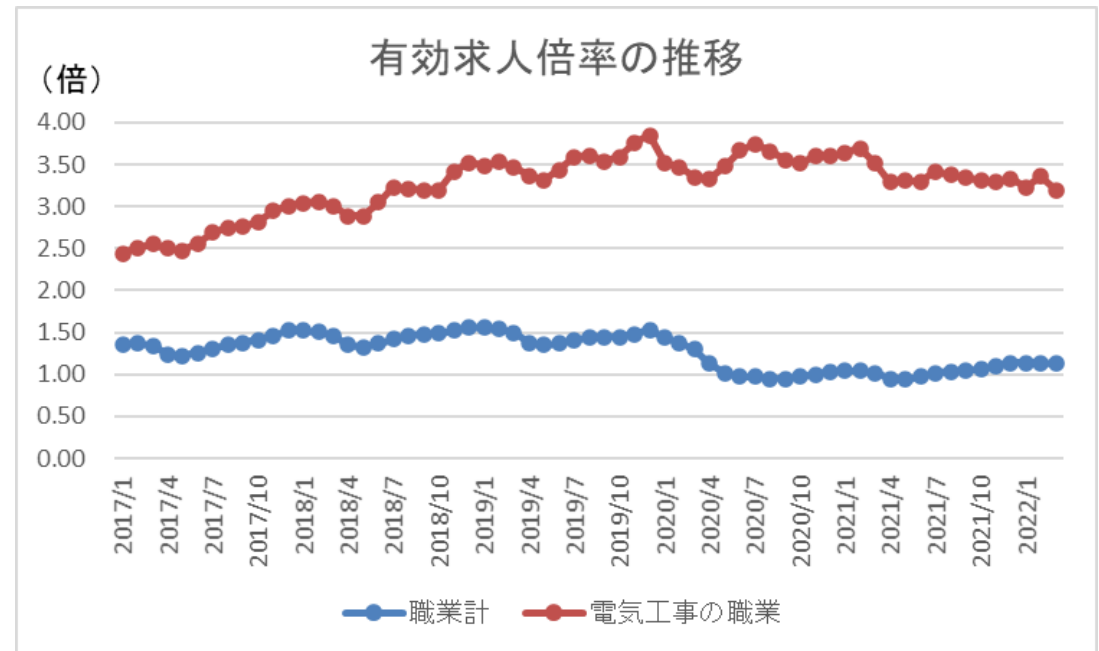
(3) 工事発注に係る競争性の実効性の確保

- 電取委では、事業者のヒアリング、提出データの検証に加え、実態を客観的に把握するため各職業における有効求人倍率の水準及び推移についても検証も実施。
- その結果、**「電気工事の職業」の有効求人倍率は、他の職業に比べて水準が高いこと**に加え、推移をみた場合でも、全職業平均の有効求人倍率※が2017年平均1.35倍→2021年平均1.03倍と低下している中、電気工事の職業については、2017年平均2.67倍→2021年平均3.40倍と上昇しており、**配電も含めた電力業界全体の工事力の低下は、実際に現場が抱えている問題**と整理している。

※本文記載のデータは暦年ベース。
※年度ベースのデータは以下のとおり。

全職業平均
2017年度平均1.39倍
→2021年度平均1.06倍
(▲0.33倍 = 引き受け手は相対的に増加)

電気工事の職業
2017年度平均2.80倍
→2021年度平均3.31倍
(+0.51倍 = 引き受け手は相対的に減少)



(4)次世代投資の計上費用の検証

- 次世代スマートメーターの投資は、次世代投資に占めるシェアが大きいいため、より詳しい精査
- 挙げられている技術が次世代投資に相応しいものか精査
- 実際の投資が行われる時期に精査・評価

※今後の第二規制期間に向けた、調達コストや投資効果についての継続的なモニタリングの枠組みの整備と実施が課題

- 次世代スマートメーターについては、第23回料金制度専門会合において、設置予定台数及び単価の妥当性について、詳細に検証を行った。
- また、次世代投資に該当する案件かどうかの精査については、第19回会合において整理を行っている。
- **消費者庁意見を踏まえ**、現在、電取委では、**一般送配電事業者の経営効率化に向けたモニタリングの枠組みを検討**しており、御指摘の点についてもそうした枠組みの中で検討してまいりたい。

(5)コスト削減の実効性の向上

- 電力・ガス取引監視等委員会のより一層の中立性、独立性の確保、専門的知見の向上や体制強化

※コスト削減のモニタリングを行う第三者機関には電力業界から独立した実務経験者が必要

【中立性・独立性の確保】

- 電力・ガス取引監視等委員会を産官学の下に置く現行の制度は、安定供給と保安を確保し、再生可能エネルギーの普及などを進めるという観点から、2015年の国会で議決されたもの。
- その上で、委員長及び委員は、「独立してその職権を行う」旨が法律に規定され、また、その事務局は、委員会専属の事務局として、委員会が決定した方針に従い、また法令に基づいて業務を行っていることから、電取委は、中立性・独立性をもって業務を行う組織と位置づけられている。

【専門的知見の向上】

- 御指摘いただいている専門的知見については、現在、電取委に所属する職員67名のうち29名は、弁護士や公認会計士等の外部人材であり、こうした専門性を有する外部人材を積極的に採用しているほか、事務職員の専門性を高める取組みも積極的に実施するなど、電取委における専門的知見の向上に取り組んでいるところ。
- 電取委としては、引き続き、上記の取組を進めつつ、今般の消費者庁意見も踏まえ、より一層の専門的知見の向上等による体制強化の観点から、さらなる専門人材の確保等により、継続的な体制の強化に取り組んでまいりたい。
- また、消費者庁意見を踏まえ、現在、電取委では、一般送配電事業者の経営効率化に向けたモニタリングの枠組みを検討している。

(6) 廃炉円滑化負担金相当金等

- どれだけのコストを結果的に消費者が負担しているのか、電気料金等の中で明示
- **第29回料金制度専門会合（今次会合）の資料4**において、**一般送配電事業者ごとの参照期間の実績費用と今回承認申請のあった収入の見通しの比較を実施しており、その他の主な増加要因として賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の金額を明記**している。
- なお、廃炉円滑化負担金相当金などは、あくまで想定原価の中に含まれる費用であり、消費税や再エネ特措法賦課金のように需要家が実際に負担するkWhあたりの金額を明確に抽出できる費用とは性格を異にしていると理解している。**【前回意見に対する回答のとおり】**
 - ※例えば、想定需要よりも実際の需要が大きかった場合に、それに応じて一般送配電事業者が納付する廃炉円滑化負担金相当金が増加するものではない。一方、再エネ特措法賦課金や消費税は、消費kWhや電気代支払い額あたりで納付額が決まるため、需要家の需要電力量が分かれば、当該需要家が負担する金額が一つに決まる関係にある。
- 他方で、**廃炉円滑化負担金相当金を含め、収入の見通しに含まれる費用については、一般送配電事業者各社が収入の見通しを説明する際に、明示的に説明することが適当**と考える。**【前回意見に対する回答のとおり】**

(7)固定費の配分

- 消費者に過大な負担を課さないよう見直しの検討が必要
- 御指摘の固定費の配分については、需要家への影響を見極めるために関連データの収集を行った上での慎重な検討が必要になることから、**第二規制期間に向けて検討してまいります。**【前回意見に対する回答のとおり】

(8) 発電側課金の検討

- 再生可能エネルギーの拡大を妨げないように検討することが必要

※送電網の柔軟性の拡充は送電事業者の責務であり、送電網の再生可能エネルギーへの転換の加速についても、送電事業者の責務

- 資源エネルギー庁の検討内容（既認定FIT/FIPについては、支援期間中は適用停止等）を踏まえた上で、電取委においても、系統を効率的に利用し、再エネ導入拡大に向けた系統増強を効率的かつ確実にを行うための発電側課金制度の導入において、必要な検討を進めていくこととしている。

(9)賃金の適正性の確保

- 賃金の実態を把握した上での検証（再掲）

- 中小企業庁に照会したところ、令和4年5月に公正取引委員会・中小企業庁が公表した「価格転嫁に係る業種分析告書」において、下請振興法の運用実績のデータが示されているが、このデータ分析において、**電気事業は、下請振興法違反被疑事件の処理業種として明示されておらず、また同法違反行為事例でも該当がないことから、電力業において下請け企業に賃金が適正に支払われていないとの情報はなかった。**
- なお、中小企業庁では、毎年9月と3月を価格交渉促進月間と定め、下請振興法に基づき、全国15万社の中小企業を対象として調査を実施しており、令和4年3月のフォローアップ調査における「コスト上昇分に対する価格転嫁状況に関する業種別ランキング※」では、電気・ガス・熱供給・水道は21位（27業種中）となっている。
※受注側企業からの回答に基づき、直近6ヶ月間の費用上昇分のうち、価格に転嫁できた割合を業種毎に順位付け。
- 今後、電気事業における価格転嫁状況をより改善する観点からも、先般の第28回料金制度専門会合でも提示したとおり、**電気事業における適切な価格転嫁実現に向け、所管部署である資源エネルギー庁が中小企業庁と連携し、一般送配電事業者全体における自主行動計画の策定等を促すよう、電取委としても必要に応じて資源エネルギー庁に意見を提出することとしたい。**

【参考 1】

(1) 下請法違反被疑事件の処理状況・業種別状況

買ったとき・減額・支払遅延

公正取引委員会

業種	件数	割合
情報サービス業	912件	8.93%
機械器具卸売業	747件	7.32%
道路貨物運送業	706件	6.92%
技術サービス業	692件	6.78%
生産用機械器具製造業	627件	6.14%
金属製品製造業	608件	5.96%
はん用機械器具製造業	326件	3.19%
映像・音声・ 文字情報制作業	258件	2.53%
輸送用機械器具製造業	257件	2.52%
その他の卸売業	252件	2.47%
建築材料、鉱物・ 金属材料等卸売業	250件	2.45%
その他の事業サービス業	207件	2.03%
化学工業	204件	2.00%
電気機械器具製造業	202件	1.98%
専門サービス業	187件	1.83%
印刷・同関連業	178件	1.74%
総合工事業	175件	1.71%
協同組合	165件	1.62%
機械器具小売業	160件	1.57%
広告業	159件	1.56%
飲食料品卸売業	151件	1.48%
食料品製造業	146件	1.43%
その他の小売業	140件	1.37%

業種	件数	割合
不動産賃貸業・管理業	132件	1.29%
繊維工業	121件	1.19%
電子部品・デバイス・ 電子回路製造業	119件	1.17%
プラスチック製品製造業	116件	1.14%
その他の製造業	113件	1.11%
設備工事業	108件	1.06%
繊維・衣服等卸売業	107件	1.05%
情報通信機械器具製造業	99件	0.97%
業務用機械器具製造業	95件	0.93%
窯業・土石製品製造業	89件	0.87%
放送業	87件	0.85%
鉄鋼業	80件	0.78%
運輸に附帯するサービス業	77件	0.75%
非鉄金属製造業	68件	0.67%
飲食料品小売業	68件	0.67%
職別工事業	63件	0.62%
パルプ・紙・紙加工品製造業	63件	0.62%
物品賃貸業	59件	0.58%
各種商品卸売業	55件	0.54%
廃棄物処理業	50件	0.49%
その他	731件	7.16%
合計	10,209件	100%

(注1) 業種は、日本標準産業分類中分類による。

(注2) 割合の数値は3つの違反行為類型(買ったとき・減額・支払遅延)に係る処理件数の合計(10,209件)に占める比率である。
また、小数点以下第3位を四捨五入しているため、割合の数字の合計は必ずしも100とならない。

(注3) 件数が50件以上のものは業種名等を明示し、50件未満のものは「その他」にまとめている。

【参考2】

業種別のランキング（コスト上昇分に対する価格転嫁状況）【コスト全般】

価格交渉の結果、費用上昇分うち、価格に転嫁できた割合について、業種別に集計した結果は下記の通りである。一般的なコスト上昇分を相対的に価格転嫁できている業種は、化学、機械製造、金属など。逆に価格転嫁できていない業種は、廃棄物処理、通信、トラック運送など。

順位	業種
1位	化学
2位	機械製造
3位	金属
4位	食品製造
5位	電機・情報通信機器
6位	建材・住宅設備
7位	紙・紙加工
8位	卸売
9位	石油製品・石炭製品製造
10位	造船
11位	飲食サービス
12位	建設
13位	繊維
14位	印刷
15位	小売
16位	広告
17位	自動車・自動車部品
18位	製薬
19位	情報サービス・ソフトウェア
20位	鉱業・採石・砂利採取
21位	電気・ガス・熱供給・水道
22位	不動産・物品賃貸
23位	金融・保険
24位	放送コンテンツ
25位	廃棄物処理
26位	通信
27位	トラック運送

n = 22017

【評価方法】

評価概要	<ul style="list-style-type: none"> 受注側企業からの回答に基づき、“直近6ヶ月間の費用上昇分のうち、価格に転嫁できた割合”を業種毎に以下の方法で順位付け。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 問に対する回答を、以下の採点基準に基づき、それぞれスコアリング 	
	<ul style="list-style-type: none"> 受注側企業が回答した発注側企業の業種をもとに、業種別に平均点を算出しランキング付け。 	
採点基準	問. 一般的なコスト上昇分に対する価格転嫁割合について	
	10点	10割
	8点	9割～7割程度
	5点	6割～4割程度
	2点	3割～1割程度
	0点	0割（費用が上昇している中、価格据え置き）
	-3点	マイナス（費用が上昇している中、減額された）

※サンプル数が50以下の自主行動計画策定業種（航空宇宙、警備）は除く。

※業界毎の順位や点数は、各業界に属する発注側企業についての回答の点数を平均し順位付けしたものであり、その業界における代表的企業の評価を表すものではない。

※自主行動計画あるいは業種別ガイドライン策定業種については着色（約束手形についてのみ自主行動計画を策定している「金融」、「卸売」は、未策定業種として扱う）。

(10)消費者の理解・納得

(11)幅広いステークホルダーの参画の機会の確保

- 公開説明会等を各地で展開するなどの工夫

※ウェブサイトでの開示や審議会への消費者団体の参加のみならず、消費者のうち、どれだけがこの制度変更について、知っているのか、理解しているのかが最も重要

※多様な意見を集めるような努力

- 追加でいただいた御指摘も踏まえ、対外的な説明会の実施等を含め、さらに制度理解が進むよう、説明のあり方については今後検討していく。